

平成 27 年 7 月 29 日

## 平成 27 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「平成 27 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」を以下のとおり定める。

### 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のとおりで、契約件数は 439 件、契約金額は 4,713,829,541 円である。また、競争性のある契約は 388 件(88.4%)、4,397,390,139 円(93.3%)、競争性のない随意契約は 51 件(11.6%)、316,439,402 円(6.7%)となっている。競争性のない随意契約は、契約総括責任者や契約審査責任者等による厳格な審査及び契約監視委員会の点検を受けることで、国内事務所の借館契約(負担金の拠出を行う自治体の要請により、市場価格より安価な自治体の公有財産を賃借しており、場所と契約相手先が限定)や供給元が限られるデータベース・システム等、真に止むを得ないものに限定されている。

なお、平成 25 年度と比較し、競争性のない契約の割合は件数では大きくなっているものの金額では減少している(件数は 2.1 ポイントの増、金額は、1.3 ポイント減)。これは、主に自治体等からの要請に基づき国内事務所を新設したため(平成 26 年度中に 4 事務所)、借館契約の件数が増えたことによるものである。

表 1 平成 26 年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	275 ( 46.7%)	39.9 ( 57.3%)	233 ( 53.1%)	32.7 (69.3%)	△42 (△15.3%)	△7.2 (△18.0%)
企画競争・公募	258 ( 43.8%)	24.2 ( 34.8%)	155 ( 35.3%)	11.3 (24.0%)	△103 (△39.9%)	△12.9 (△53.2%)
競争性のある契約(小計)	533 ( 90.5%)	64.0 (92.1 %)	388 ( 88.4%)	44.0 ( 93.3%)	△145 (△27.2%)	△20.1 (△31.3%)
競争性のない随意契約	56 ( 9.5%)	5.5 ( 8.0%)	51 ( 11.6%)	3.2 ( 6.7%)	△5 (△8.9%)	△2.4 (△42.7%)
合計	589 (100%)	69.6 (100%)	439 (100%)	47.1 (100%)	△150 (△25.5%)	△22.4 (△32.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりで、契約件数は 68 件(17.8%)、契約金額は 1,716,958,210 円(39.7%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 4.4 ポイントの増、金額は 23.4 ポイントの増)が、これは主にシステムの改修・保守等業務(新規参入業者にとっては参入障壁が高くなる傾向にあるため)、特定国あるいは複数

国の制度や市場を対象とした調査(現状、供給業者が限定的にならざるを得ないため)、展示会の設計・監理等(展示会の開催が集中する時期には複数の入札が重なり、対応できる業者が分散するため)等によるものである。

表2 平成 26 年度の機構の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	457 ( 86.6%)	313 ( 82.2%)	△144 (△31.5%)
	金額	53.4 ( 83.7%)	26.1 ( 60.3%)	△27.3 (△51.2%)
1者以下	件数	71 (13.4%)	68 (17.8%)	△3 (△4.2%)
	金額	10.4 ( 16.3%)	17.2 (39.7%)	6.8 (65.0%)
合 計	件数	528 (100%)	381 (100%)	△147 (△27.8%)
	金額	63.8 (100%)	43.2 (100%)	△20.6 (△32.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、(1)二者応札・応募の削減、(2)研修・マニュアル等の改善・強化を通じた調達の改善及び事務処理の効率化に重点的に取り組むこととする。

### (1) 二者応札・応募削減に向けた調達

- ① 複数年度に亘り継続して実施している案件については、仕様書にて前年度の実績をサンプルとして例示するなど求める内容を分かりやすくし、新規事業者の参入を促進する。
- ② 類似の内容でかつ調達時期が近い案件は、複数の案件をまとめて調達することにより、二者応札の回避および事務処理の効率化を目指す。
- ③ ホームページ等による公示だけでなく、広く個別に入札情報を周知し新たな事業者の発掘に努める。
- ④ 引き続き調達見通しをホームページ等に掲載することにより、入札参加者の拡大を図る。

### (2) 調達担当職員における関連事務処理能力の強化

調達すべき案件の複雑化・多様化が進んでいることにより、平成 27 年度においては、新たに以下の取組を実施することで調達に係る職員の更なる能力向上を目指す。【研修実施回数:3 回以上】

- ① 内部チェックマニュアルの改訂
- ② 調達担当職員を対象とした研修の実施

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の維持

新たに随意契約を締結することとなる案件については、これまでも契約総括責任者、契約

審査責任者等が随意契約の必要性及び随意契約事由や契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、更には契約監視委員会の点検を経て、真に止むを得ないものに限定して実施してきた。今後も引き続きこれまでと同様の体制の下、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【点検件数: 該当案件全件】

#### (2) 調達リスク発生の回避に向けた取組

機構では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。

また、研修及び実務の実践状況に基づいて、調達担当職員がより留意すべき事項を洗い出し、かつ契約監視委員会での提起事項も踏まえつつ、マニュアルの改訂もしくは補足資料の追加作成を行う。

### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施する。なお、突発的あるいは、特殊な要因により計画全体に影響を及ぼし得る事案が発生した場合には、当該案件による影響を分析し、自己評価に反映する。自己評価結果は、経済産業大臣に報告し、大臣の評価を受ける。同大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5. 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事(経理)を総括責任者とする体制により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務部(経理)担当理事

副総括責任者 総務部(総務)担当理事

メンバー 総務部長、総括審議役(経理担当)、総務課長、総務部主幹、管理課長

#### (2) 契約監視委員会の活用

当計画の策定及び自己評価にあたっては、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会による点検を受けるとともに、これに関連して、同委員会においては、理事長が定める基準(新規の随意契約、一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。